

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「日中韓における特許無効審判についての制度及び
統計分析に関する調査研究」報告書

平成 28 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. 3 韓国

(1) 平成 18 (2006) 年改正 (特許法の一部改正法 (法律第 7871 号) ³)

2006 年法改正では、公知例外規定の適用範囲の拡大 (特許出願前 6 月以内に行われたすべての形態の自発的な公開行為を特許拒絶理由から除外) 、特許異議申立て制度の特許無効審判制度への統合、二重出願制度の廃止及び特許と実用新案間の変更制度の導入等に関する改正がなされた。

特許無効審判制度に係る法改正は、以下のとおりである。

ア 特許無効審判の請求人適格の一時的緩和

特許無効審判の請求人適格は、利害関係人又は審査官であるところ、特許異議申立て制度が特許無効審判制度へ統合されたことに伴い、特許権の設定登録があった日から登録公告日後 3 か月以内であれば、誰でも無効審判を請求できるとされた (韓国特許法第 133 条第 1 項第 2 号の事由を除く) 。

イ 特許無効審判の無効理由の追加

特許無効審判の無効理由に当初明細書の範囲を超える補正 (韓国特許法第 133 条第 1 項 6 号) 、分割出願又は変更出願時に基礎出願の当初明細書を超える内容が追加された場合 (韓国特許法第 133 条第 1 項第 7 号、同項第 8 号) が追加された。

ウ 特許無効審判中の訂正請求における独立特許要件の除外

特許無効審判中に訂正請求をした場合、訂正請求の対象となった請求項のうち、無効審判の対象となっている請求項を独立特許要件の判断対象から除くとした。

(2) 平成 19 (2007) 年改正 (特許法の一部改正法 (法律第 8197 号) ⁴、特許法の一部改正法 (法律第 8462 号) ⁵)

³ 「特許法の一部改正法 (法律第 7871 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=3&pg=3&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=5922&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

⁴ 「特許法の一部改正法 (法律第 8197 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=9&pg=2&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=6701&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

⁵ 「特許法の一部改正法 (法律第 8462 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=9&pg=2&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=7042&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

2007 年法改正では、明細書における「発明の詳細な説明」部分の記載要件の緩和、特許請求の範囲の記載の追加、2 以上の請求項がある特許出願への拒絶理由通知の記載、特許料と手数料の返還請求期間の延長等についての改正が行われた。

特許無効審判制度に係る法改正は、以下のとおりである。

ア 訂正請求の機会の拡充

審判請求人が審判請求時に提出しなかった証拠を後日提出した場合、必要があると認めるときは、訂正の機会を与えることとした（韓国特許法第 133 条の 2 第 1 項）。

イ 複数の訂正請求がなされた場合の整備

特許無効審判中、複数の訂正請求がなされた場合は、先に請求された訂正請求は取下擬制となる（韓国特許法第 133 条の 2 第 2 項新設）。

(3) 平成 21 (2009) 年 (改正特許法の一部改正法 (法律第 9381 号))⁶

2009 年法改正では、特許協力条約加盟に伴う関連規定及び再審査請求制度導入されたことに伴う関連規定が整備された。

特許無効審判制度に係る法改正は、以下のとおりである。

ア 訂正の理由に関する準用の変更

訂正請求（韓国特許法第 133 条の 2 第 1 項）において、訂正の理由については第 47 条第 3 項を準用していたところ、訂正審判（韓国特許法第 136 条）における請求の理由について韓国特許法 47 条第 3 項の準用をやめて第 1 号から第 3 号までを創設したことに伴い、訂正請求での請求の理由を韓国特許法第 136 条第 1 項第 1 号から第 3 号を準用することとした。

(4) 平成 22 (2010) 年改正 (特許法の一部改正法 (第 9985 号))⁷

2010 年改正では、特許権の効力の及ばない試験・研究の範囲に、医薬品や農薬を含むことを明文化すると共に、政府等による強制実施権に関する改正が行われた。

なお、特許無効審判に関する改正は行われなかった。

⁶ 「特許法の一部改正法 (法律第 9381 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL :

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=5&pg=2&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=8407&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

⁷ 「特許法の一部改正法 (第 9985 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL :

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=1&pg=2&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=9350&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

(5) 平成 23 (2011) 年改正 (特許法の一部改正法律案 (法律第 10716 号)⁸、特許法 (法律第 11117 号)⁹)

2011 年改正では、発明の背景技術の記載義務を明文化するとともに、背景技術の記載不備を拒絶理由とするが、無効理由から除外するとした。また、公知例外適用時期の延長、発明の不実施を理由とした特許権取消制度の廃止、特許権の存続期間の延長、秘密保持命令制度の導入に関する改正が行われた。

特許無効審判制度に係る法改正としては、以下のとおりである。

ア 発明の背景技術の記載不備

明細書に発明の背景技術を記載することとしたことに伴い、背景技術の記載不備を拒絶理由とするが、無効理由から除外するとした (韓国特許法第 133 条第 1 項第 1 号)。

(6) 平成 25 (2013) 年改正 (特許法 (法律第 11654 号) と実用新案法 (法律第 11653 号) の一部改正法¹⁰)

2013 年の改正では、特許出願の回復機会の拡大、手数料の返還対象の拡大、共同出願対象の明確化、新規性の要件で、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に関し、電気通信回線に関する削除、特許出願の補正手順の改善、分割及び変更出願での優先権証明書の提出期間の変更等について改正が行われた。

なお、特許無効審判に関する改正は行われなかった。

⁸ 「特許法の一部改正法律 (法律第 10716 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=9&pg=1&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=10369&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

⁹ 「特許法 (法律第 11117 号)」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=7&pg=1&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=10934&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

¹⁰ 「特許法 (法律第 11654 号) と実用新案法 (法律第 11653 号) の一部改正法律」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL : http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=5&pg=1&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=12325&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

(7) 平成 26 (2014) 年改正 (特許法 (法律第 12753 号) と実用新案法 (法律第 12752 号) の一部改正¹¹⁾

2014 年の改正では、主として、外国語出願制度の導入、外国語出願の補正及び訂正基準を原文明細書等に変更、特許用語の統一化、特許料未納により消滅した特許権の回復、国際特許出願の翻訳文提出特例期間の導入等について改正が行われた。

特許無効審判制度に係る法改正は、以下のとおりである。

ア 共有関係にある特許権に係る審判請求書の請求人又は被請求人の補正

特許権が共有に係る場合、審判を請求する際には共同でしなければならない (韓国特許法第 139 条第 3 項) とし、他の共有者の同意を得た場合にのみ審判請求書の補正を可能とした。

イ 口頭審理の審判長による秩序の維持

口頭審判中においては、審判長が審判廷内の秩序を維持管理する旨を規定した (韓国特許法第 154 条第 9 項)。

(8) 平成 27 (2015) 年改正¹²⁾

2015 年改正では、特許出願の審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄した場合における審査請求料の返還等に関する改正がされた。

なお、特許無効審判に関する改正は行われなかった。

(9) 参考 1 : 平成 28 (2016) 年改正 (2016 年 2 月 4 日成立、2017 年 3 月 1 日施行、法律第 14035 号)¹³⁾

¹¹⁾ 「特許法 (法律第 12753 号) と実用新案法 (法律第 12752 号) の一部改正」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL :

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=4&pg=1&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=13661&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

¹²⁾ 「特許法 (法律第 13317 号) の一部改正」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL :

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=2&pg=1&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=14998&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

¹³⁾ 「特許法 (法律第 14035 号) と実用新案法 (法律第 14034 号) の一部改正」、韓国特許庁ウェブサイト内、URL :

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_law.BoardApp&board_id=amend_law&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m04_01_02&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=15510&gubun= (最終アクセス日 : 2016 年 11 月 17 日)

2016年改正では、特許取消申請制度の創設、職権再審査制度の整備、審査請求期間の短縮、真の発明者への特許権移転請求制度の導入、外国審査結果の提出命令制度の創設、国内優先権主張をした基礎の出願書類の閲覧制限の緩和、無効又は訂正審判確定までの侵害訴訟手続の停止請求等に関する改正が行われた。

特許無効審判に関連する改正としては、特許無効審判中の訂正請求及びその取下げができる期間を明確化する改正が行われた。訂正請求については、請求人が新たな証拠を提出した場合又は新たな無効理由を主張したことにより訂正の必要が認められるとき、訂正請求を可能とすることが明確化された（改正特許法第133条の2第1項）。また、取下げについては、訂正請求のための指定期間及びその期間の満了日から1か月以内、訂正拒絶理由があった時の意見書提出期間において、取下げを可能とする規定が設けられた（改正特許法第133の2第5項）。

その他、関連するものとしては、いわゆる冒認により権利取得された場合の正当権利者の保護に関するものがある。第1に、無権利者の特許を無効にする審決が確定した場合、その特許の登録公告日から2年以内又は審決が確定した日から30日以内のいずれか早い日までに正当権利者が出願した場合、当該特許の出願日にその出願がされたものとみなされていたところ、公告日から2年という要件が削除された。これにより、登録公告日から2年経過後に無権利者の特許を無効にする審決があったとしても正当権利者による出願が可能となった。

第2に、正当権利者による移転請求を可能とするものである。これにより、正当権利者による無効審決後の出願をしなくても、正当権利者は特許権を有することができるようになった。

（10）参考2：平成28（2016）年改正（2016年3月3日成立、2016年6月30日施行、法律第14112号）

2016年の2回目の改正では、侵害訴訟における資料提出命令の強化及び手数料の返還に関する改正が行われた。手数料の返還については、特許権を放棄した場合の次年度からの特許料の返還、及び拒絶査定不服審判により拒絶査定が取り消された場合（拒絶査定不服審判請求時の補正をした場合を除く）における審判請求料などが返還される。

なお、特許無効審判に関する改正は行われなかった。

(11) 韓国の法改正の経緯一覧

年	主な内容	特許無効審判に関連する改正	条文
平成 18 年 (2006)	公知例外規定の範囲拡大、二重出願制度の廃止及び特実変更出願制度の導入他	異議申立制度の無効審判制度への統合に伴う請求人適格の拡充	第 133 条第 1 項但書
		無効理由の追加(新規事項追加、分割・変更要件違反)	第 133 条第 1 項第 6 号～第 8 号
		独立特許要件の判断の対象から訂正請求された請求項のうち、無効審判の対象となった請求項を除外	第 133 条の 2 第 4 項
平成 19 年(2007)	発明の詳細な説明の記載要件の緩和他特許庁と手数料の返還請求期間の延長	請求人の証拠提出後の訂正の機会の確保	第 133 条の 2 第 1 項後段追加
		当該訂正請求前に請求された訂正請求の取下擬制	第 133 条の 2 第 2 項新設(以降の項番号調整)
平成 20 年(2008)	—	—	—
平成 21 年(2009)	国際公開に関する特例、再審査請求制度の導入	訂正審判における訂正の目的について第 47 条の準用廃止、第 1 号から第 3 号を新設	第 136 条第 1 項及び同項各号新設に伴う準用の変更(第 133 条の 2 第 1 項)
平成 22 年(2010)	特許権の効力の及ばない試験・研究の範囲に医薬品や農薬を含むことを明文化、政府等による強制実施権他	特になし	—
平成 23 年 (2011.5.24)	明細書に背景技術を記載しない旨を無効理由から除外	背景技術の不記載を無効理由から除外	第 133 条第 1 項第 1 号
平成 23 年 (2011.12.2)	公知例外適用時期を 12 月に延長、不実施を理由とする特許権取消制度の廃止、出願人によらない理由による設定登録までの期間遅延についての存続期間延長制度導入、秘密保持命令制度の導入他	特になし	—
平成 24 年(2012)	特になし	特になし	—
平成 25 年(2013)	特許出願の回復機会の拡大、手数料返還対象の拡大、共同出願対象の明確化、電気通信回線の範囲の制限を削除、特許出願の補正手順の改善、分割と変更出願での条約優先権主張を証明する書類の提出期間の合理化等	特になし	—

年	主な内容	特許無効審判に関連する改正	条文
平成 26 年(2014)	外国語出願制度の導入、外国語出願の明細書の補正・訂正基準を国際出願時の明細書等に(47 条,208 条等)、国際特許出願の翻訳文の提出特例期間の導入他	特許権が共有である場合、他の共有者の同意を得たときのみ審判請求書の補正が可能	第 140 条第 2 項括弧書き
		審判長が口頭審理中の秩序を維持管理することを明文化	第 154 条第 9 項
平成 27 年 (2015.1.28)	公知例外主張の制度の補完(出願後特定の期間可能)、分割出願可能期間の拡大(登録査定後の分割)他	特になし	—
平成 27 年 (2015.5.18)	特許出願の審査着手前の取下又は放棄をした場合の審査請求料返還	特になし	—
[参考] 平成 28 年(2016)	意匠法一部改正(2016.2.29 施行) 商標法全面改正(2016.2.29 公布、同年 9.1 施行予定)	—	—
平成 28 年(2016) 2017.3.1 施行予定 (2016.2.29 公布)	特許取消申請制度・職権再審査制度・特許権移転請求制度・技術情報の提出制度の創設、共有特許制度の改善、無登録通常実施権の対抗要件、審査請求期間の短縮、訂正審判請求期間の調整他	訂正請求の取下期間の明確化	第 133 条の 2 第 6 項
平成 28 年(2016) 2016.6.30 施行	資料提出命令の強化、手数料の返還	特になし	—

平成 28 年 11 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における特許無効審判についての
制度及び統計分析に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>